

## 監査基準の体系(案)

### 監査基準

- 第一 監査の目的
- ※第二 一般基準
- 第三 実施基準
  - ☆ 一 基本原則
  - ☆ 二 監査計画の策定
  - ☆ 三 監査の実施
  - ※ 四 他の監査人等の利用
- 第四 報告基準
  - ※ 一 基本原則
  - 二 監査報告書の記載区分
  - 三 無限定適正意見の記載事項
  - 四 意見に関する除外
  - 五 監査範囲の制約
  - 六 継続企業の前提
  - 七 追記情報

### 監査に関する品質管理基準

- 一 目的
- 二 品質管理のシステムの整備及び運用
- 三 品質管理のシステムの構成
- 四 品質管理に関する責任者
- 五 職業倫理及び独立性
  - (一) 職業倫理
  - (二) 独立性
- 六 監査業務の受任

七 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

八 業務の実施

(一) 監査業務の実施

(二) 専門的な見解の問合せ

(三) 監査上の判断の相違

(四) 監査業務に係る審査

九 品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証

十 監査事務所間の引継

十一 共同監査

十二 中間監査への準用

〔 ※:品質管理に関する変更箇所

☆:事業上のリスクを重視した監査に関する変更箇所